

大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約

平成22年3月8日

大学連携研究設備
ネットワーク協議会

最終改正 平成29年12月19日

(目的)

第1条 この規約は、大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム（以下「予約・課金システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 協議会 大学連携研究設備ネットワーク協議会規約（以下「協議会規約」という。）
第1条に規定する大学連携研究設備ネットワーク協議会
- 二 機関 協議会規約第3条第1項第1号の規定により協議会の構成機関となった国立大学法人又は大学共同利用機関法人
- 三 地域 協議会規約第7条に規定する(1)から(12)の地域
- 四 拠点機関 協議会規約第10条に規定する地域委員長（以下「地域委員長」という。）が所属する機関
- 五 設備使用料 予約・課金システムに登録された設備の使用料
- 六 債権機関 設備使用料の使用受付料金と使用依頼料金を相殺した結果、使用受付料金が使用依頼料金を上回った機関
- 七 債務機関 設備使用料の使用受付料金と使用依頼料金を相殺した結果、使用依頼料金が使用受付料金を上回った機関

(利用の申請)

第3条 予約・課金システムを利用しようとする機関の長は、別記様式1の利用申請書により所属する地域の地域委員長に利用の承認を求めるものとする。

(利用の承認)

第4条 地域委員長等は、前条の申請について適当と認めた機関（以下「利用機関」という。）に別記様式2の承認書を交付し、これを承認するものとする。

2 地域委員長は、前項による承認を行った場合、利用申請書及び承認書の写しをネットワーク事務局へ送付するものとする。

(利用に当たっての遵守事項)

第5条 利用機関は、予約・課金システムを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 予約・課金システム以外の目的で利用してはならない。
- 二 予約・課金システムの利用により知り得た情報（自己の研究に係る分析データ等を除く。）を第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- 三 予約・課金システムの運用に支障を及ぼす利用を行ってはならない。
- 四 営利を目的とした利用を行ってはならない。
- 五 拠点機関及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「拠点機関等」という。）に対する支払債務は適切に履行しなければならない。
- 六 本規約及び協議会が定める事項。

（利用の取り消し）

第6条 地域委員長等は、前条に違反したと認められる利用機関に対し、その利用の承認を取り消すことができる。

（利用機関における紛争等）

第7条 予約・課金システムの利用に関し、利用機関間又は第三者との間に紛争が生じても、協議会はその責を負わない。

（届出）

第8条 利用機関の長は、次の各号に掲げる事項に該当する事由が生じた場合は、別記様式1により速やかに地域委員長等に届け出るものとする。

- 一 予約・課金システムの利用を中止するとき。
- 二 申請書の記載事項（利用研究室一覧に係る記載事項を除く。）に変更が生じたとき。

（拠点機関等の業務）

第9条 拠点機関等は、利用機関に対して次の各号に定める業務を行う。

- 一 各地域における利用機関の設備使用の依頼に伴う債務と受付に伴う債権の相殺処理
- 二 前号の基礎となる予約・課金システム上に格納された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提供
- 三 債権債務の相殺結果の通知
- 四 債務機関からの料金の徴収
- 五 債権機関への料金の支払い
- 六 その他予約・課金システムの運用に必要な事務処理

（対象とする債権債務）

第10条 第11条に基づく債権譲渡及び第12条に基づく相殺の対象とする債権債務は、次の各号に定めるところによる。

- 一 利用機関が他の利用機関からの受付による設備使用等が完了したことにより取得したすべての債権（以下「対象債権」という。）
- 二 利用機関が他の利用機関への依頼による設備使用等が完了したことにより負ったす

すべての債務（以下「対象債務」という。）

（債権の譲渡）

第 11 条 利用機関は、前条に掲げる対象債権を拠点機関等に債権譲渡し、拠点機関等はこれを譲り受ける。ただし、対象債権の債務者から履行を受けられない恐れがあると拠点機関等が判断した場合はこの限りでない。

2 債務を有する利用機関は、前項に掲げる債権譲渡に関し、あらかじめ異議を唱えることなく承諾する。

3 第 1 項に規定する債権譲渡の実行日は、毎月末日とし、当該月の初日から末日までに取得した債権について行う。

4 第 1 項に規定する債権譲渡に伴う民法第 467 条に規定された債務者への通知は、拠点機関等が毎月利用機関毎に提供する電磁的記録の配付をもってこれに代える。

5 利用機関は、第 1 項に基づく債権譲渡により取得する利用機関の拠点機関等に対する債権（以下「代金債権」という。）を第三者に譲渡などしてはならない。

（相殺の実行）

第 12 条 拠点機関等は、以下に定める相殺の実行日（以下「相殺日」という。）に対象とする債権債務を対等額の範囲で相殺する。

一 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に拠点機関等が取得した対象債権と、当該対象債権の債務者が取得した代金債権の相殺日は 6 月 30 日とする。

二 7 月 1 日から 9 月 30 日の間に拠点機関等が取得した対象債権と、当該対象債権の債務者が取得した代金債権の相殺日は 9 月 30 日とする。

三 10 月 1 日から 12 月 31 日の間に拠点機関等が取得した対象債権と、当該対象債権の債務者が取得した代金債権の相殺日は 12 月 31 日とする。

四 1 月 1 日から 3 月 31 日の間に拠点機関等が取得した対象債権と、当該対象債権の債務者が取得した代金債権の相殺日は 3 月 31 日とする。

（相殺結果の通知）

第 13 条 拠点機関等は、前条に基づく相殺後速やかに利用機関に別記様式 3 の料金相殺結果通知書を送付する。

2 前項の相殺結果通知書をもって債務機関に対する料金請求書及び債権機関に対する料金支払通知書に代える。

（債務の支払い）

第 14 条 債務機関は、第 12 条に基づく相殺後に残存する拠点機関等に対する債務について次の各号により支払うものとする。

一 前条に規定された相殺結果通知書に記載された金額を、相殺日の属する月の翌々月の 10 日までに拠点機関等の指定する金融機関口座に現金により振り込む。なお、翌々月の 10 日が銀行休業日の場合は前営業日とする。

二 指定の期日までに支払いを行わなかった場合は、拠点機関等の定めた延滞金を支払う。

- 2 前項第2号の延滞金は、指定の期日までに支払いを行わなかった当該債務の金額が1,000円未満である場合には、付さないものとする。
- 3 第1項第2号の延滞金は、支払金額の合計額が当該債務の金額の全部に相当する金額に達することとなった場合において、その時まで付される延滞金の額(その時まで支払った金額を含む。)が100円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除するものとする。

(債権の支払い)

第15条 拠点機関等は、第12条に基づく相殺後に残存する債権機関の拠点機関等に対する債権について次の各号により支払うものとする。

- 一 相殺日の属する月の翌々月の末日までに債権機関があらかじめ指定した金融機関口座に現金により振り込む。なお、支払日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。
 - 二 前号における金額が1,000円に満たない場合は、第4・四半期を除き、年度を越えない範囲で当該額を超える四半期まで支払いを延期する。
- 2 拠点機関等は、債務機関から前条に基づく支払いを受けられなかった対象債権の譲渡人に対しては、拠点機関等が合理的に判断する当該対象債権の金額の範囲内で、前項に基づく支払いを留保することができる。

(保証及び損失等の補償)

第16条 利用機関は、拠点機関等に対して、第11条に基づき拠点機関等に譲渡する対象債権が全て適法かつ有効に成立し存在しており、その全額を債務者から回収できることを表明し、保証する。利用機関は、第11条に基づき拠点機関等に譲渡する対象債権に何らかの瑕疵があり、またその回収が不能又は困難となった場合には、これにより拠点機関等が被った一切の損失及び費用を補償する。

- 2 利用機関は、拠点機関等がその合理的な判断により計算した前項に基づく補償金額を、第12条に基づく相殺にあたり、拠点機関等が利用機関に対して有する対象債権に加算することにより処理することを承諾する。

(振込手数料)

第17条 債務機関が拠点機関等に支払う場合の振込手数料は、債務機関の負担とする。

- 2 拠点機関等が債権機関に支払う場合の振込手数料は、債権機関の負担とし、拠点機関等は支払金額から差し引く。

(私立大学等への開放)

第18条 予約・課金システムに登録された設備を所有する機関は、別に定めるマニュアルにより、当該設備を私立大学等へ利用させることができるものとする。

(その他)

第19条 相殺処理に疑義が生じた場合、拠点機関等と利用機関は双方ともに誠意を持って協議を行う。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月22日改正）

この規約は、平成25年4月1日より施行する。

附 則（平成29年3月30日改正）

この規約は、平成29年4月1日より施行する。

別記様式1

大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用申請書

平成 年 月 日

大学連携研究設備ネットワーク〇〇地域委員会委員長
 国立大学法人〇〇〇〇
 〇〇〇〇 殿

機関名：
 職 名：
 氏 名： 印

大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約を遵守し、下記のとおり申請します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 (以下記載不要)					
利用研究室 責 任 者	別記様式1 (別紙) 利用研究室一覧のとおり					
経理責任者	所 属 名					
	職 名					
	氏 名					
	住 所	〒 -				
	T e l 番 号	() -	F a x 番 号	() -		
	e - m a i l					
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	コード	名 称	支店等名	コード	名 称
	口座種別	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通		口座番号		
	口座名義	カナ				
		漢字				

注)

1. 申請区分が「変更」の場合は、変更箇所のみ記載してください。
2. 口座番号は、右詰で記載してください。

別記様式1 (別紙)

大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用申請書 (利用研究室一覧)

利用機関名：

区 分	部局・研究室名	責任者職名	責任者氏名	備 考
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				

注)

1. 各研究室に属する実際に設備を利用するユーザーは、別途 Web によりユーザー登録を申請し、当該研究室責任者の承認を受けてください。

別記様式2

大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用承認書

平成 年 月 日

殿

大学連携研究設備ネットワーク
〇〇地域委員長
国立大学法人〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

平成 年 月 日付で申請のありました大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システムの利用については、申請通り承認します。

〒 県 市 町 番地 様

〇〇〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

国立大学法人
〇〇〇〇大学長



【この通知に関する問い合わせ先】

〇〇〇部〇〇〇課
TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

地域大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム料金相殺結果通知書

相殺期： 平成 年度 第 ・四半期

期 間	受 付 (A)		依 頼 (B)		相殺結果
月 日以前 ^(※)					/
相互利用分	件	円	件	円	
依頼測定分	件	円	件	円	
月 日～ 月 日					
相互利用分	件	円	件	円	
依頼測定分	件	円	件	円	
月 日～ 月 日					
相互利用分	件	円	件	円	
依頼測定分	件	円	件	円	
月 日～ 月 日					
相互利用分	件	円	件	円	
依頼測定分	件	円	件	円	
計	件	円	件	円	円

※ 前四半期までの利用分で、今回確定したものの。

支払額	円
請求額	円

1. 本件については、「大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約」を遵守願います。
2. 他地域の設備を利用した分については、上記金額には含まれません。別途、利用先地域拠点機関から請求されますので、ご注意ください。

【用語】

受 付：貴機関の設備を他機関に属する利用者が使用（含依頼測定）したことにより取得したすべての債権。
 依 頼：貴機関に属する利用者が他機関の設備を使用（含依頼測定）したことにより負ったすべての債務。
 相互利用分：他機関へ出向き、直接設備を使用したもの。
 依頼測定分：他機関へ試料（サンプル）を送り、測定を依頼したもの。
 支 払 額：本機関から貴機関への支払額。((A)-(B)が0円より多い場合)
 請 求 額：本機関から貴機関への請求額。((A)-(B)が0円より少ない場合)